

令和7年度

事業と予算のあらまし

東川町社会福祉協議会



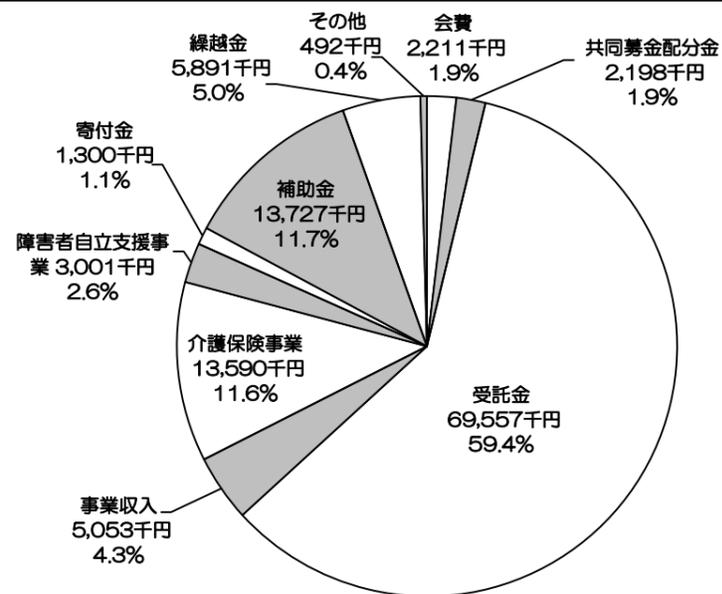
東川町社協マスコットキャラクター「ミネラルン」

人にやさしいまちづくり

住み慣れた地域で
安心して暮らすことのできるまちづくりを

令和7年度一般会計予算

収入総額 117,020千円



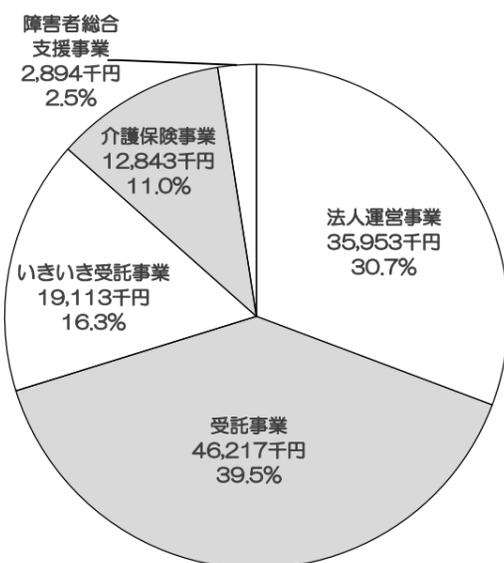
収入の部

- 会費** 町民の皆さんや事業所の方々などから、事業をすすめるためにご協力頂くもの
- 共同募金** 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の中から社協に配分されるもの
- 受託金** 東川町・道社協から事業の委託を受け、その事業をすすめるために受けるもの
- 事業収入** 受託事業の利用者負担金として受けるもの等

- 介護保険及び障害者総合支援事業** 介護保険（訪問介護事業・居宅介護支援事業）、障害者総合支援事業収入によるもの
- 寄付金** 香典返しの一部をはじめ、広く町民からの善意の浄財など
- 補助金** 東川町から高齢者福祉支援事業、ボランティア運営活性化事業、日本語会話サポーター事業、高齢者外出支援(食事・買物)事業実施に対し補助されるもの



支出総額 117,020千円



支出の部

- 法人運営事業**
 - ◆理事会や評議員会の開催など社会福祉協議会を運営していくための費用
 - ◆後期高齢者を対象に、診療所の受診費用の助成にかかわる経費
 - ◆福祉教育活動の推進や小地域ネットワーク事業など福祉のまちづくり事業にかかわる経費
 - ◆遺族会や障害者福祉協会に対する助成、高齢者の集い、紙おむつサービスなど住みよい町づくり事業にかかわる経費
 - ◆ボランティア活動やサロン事業の振興を図り、“やさしさと思いやりの心”を広げる事業の経費
- 受託事業**
 - ◆食の自立支援事業、集落支援員設置事業（外出支援事業、生活支援ヘルパー事業、シニアセンター事務管理等）、共助の基盤づくり事業（みまもり訪問等）、地域まるごと元気アップ事業、認知症総合支援事業、除雪費用助成事業、移動支援事業の各種事業を運営していくための経費
- いきいきセンター受託事業** 高齢者いきいきデイサービス事業の経費
- 介護保険及び障害者総合支援事業**
 - ◆介護保険事業
 - ・訪問介護サービス事業(ホームヘルプ)
 - ・居宅介護支援事業(ケアプラン作成事業)
 - ◆障害者総合支援法に基づくヘルパー事業
- 施設管理運営事業**
 - ◆東川町シニアセンターの施設・事務管理

令和7年度 東川町社会福祉協議会の主な事業

事業項目	具体的事業	事業の概要
(1)地域福祉活動の推進	① 小地域ネットワーク活動の充実	地域ごとでの福祉活動の組織化やネットワークづくりを進めるとともに、各自治振興会で開催するサロン事業に対し支援を行う。また介護予防を目的とした新たな集いの場「いきいきサロン(仮称)」を展開する。
	② 暮らしの相談	暮らしの相談員を委嘱し、町民の生活上の各種相談に応じる。(随時)
	③ 高齢者ふれあいひろば	65歳以上の運動機能低下予防のための高齢者の集いを開催する。
	④ 高齢者ひとり暮らしの集い	75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、高齢者の集いを開催する。
	⑤ 高齢者福祉支援事業	後期高齢者(75歳以上・1割、2割負担者)を対象に、町立診療所への早期診察・治療を促し重篤化を防ぐことを目的に、受診した際の一部負担金相当額を助成する。
	⑥ 子育て支援事業	育児支援のため、紙おむつ処理の町指定ゴミ袋1年分(10kg/50枚・2,500円相当)を配布する。
	⑦ 関係福祉団体の活動支援	民生・児童委員協議会、身障者福祉協会、遺族会、福祉関係団体等に活動費を助成する。
	⑧ 日常生活自立支援事業(道社協受託事業)	北海道社会福祉協議会と連携し、日常的金銭管理、書類の預り等を補助する生活支援員を配置する。
	⑨ 集落支援員の設置(町受託事業)	町からの委嘱で社協職員4名を設置し、町職員と連携し高齢者の生活支援や外出支援、集落の自主的活動への支援等を行う。
	⑩ 生活支援コーディネーターの設置	地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす。
(2)介護保険事業等在宅福祉事業の推進	① 紙おむつサービス	在宅の高齢者等に対し紙おむつを支給する。(要介護2以上対象、1回5,000円分を年2回支給)
	② 高齢者いきいきセンター事業(町受託事業)	介護予防事業による高齢者のいきがいデイサービス事業を、各地域コミュニティセンターで実施する。
	③ 地域まるごと元気アップ事業(町受託事業)	介護予防事業の一環として、イスに座って行う運動を中心に、楽しく無理の無い範囲での軽体操を、毎週月曜日に実施する。
	④ 食の自立支援事業(町受託事業)	病弱や障がい等で、食事を作ることが困難な高齢者世帯等へ配食を行う。(毎日夕食)
	⑤ 除雪費用助成事業(町受託事業)	在宅で病弱や障がい等のために除雪することが困難な高齢者世帯に対し、生活用通路の除雪を実施するための費用助成を行う。(助成単価の増額及び集合住宅も対象に)
	⑥ 生活支援ヘルパー事業(町受託事業)	ひとり暮らし等で日常生活を営むのに支障のある高齢者等に対してホームヘルパーを派遣し、在宅生活の継続を支援する。(集落支援員設置事業で実施)
	⑦ 共助の基盤づくり事業(町受託事業)	ひとり暮らし等で日常生活に支障のある方に対して、生活上のアドバイスや軽易な援助、見守り活動を行う。
	⑧ 認知症総合支援事業(町受託事業)	認知症になっても出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、医療と介護の連携強化や認知症の人及び家族への効果的な支援体制の強化を図る。
	⑨ 移動支援事業(町受託事業)	障害者(児)の外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促す。
	⑩ 外出支援事業(町受託事業)	公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者などの移動手段を確保し、日常生活の外出機会を支援する。(集落支援員設置事業で実施)
	⑪ 介護保険事業	訪問介護(訪問介護予防)及び居宅介護支援を行う。
	⑫ 障害者総合支援事業	居宅生活支援として、身体・知的障がい者への自立支援を行う。
(3)ボランティア活動の推進	① ボランティア活動推進事業	ボランティアの登録・育成・ニーズの発掘と活動の拡大充実を図る。行政・福祉施設・福祉関係団体行事への支援と連携強化。
	② サポーター養成講座及びスキルアップ研修	サポーター養成講座の開催、及び講座修了者に対するスキルアップ研修や、サポーター間の情報交換会を開催する。
	③ ボランティア実践者への支援	学童・生徒ボランティア協力校、ボランティア団体、おもちゃの病院、留学生日本語会話サポーター、託児ボランティア、送迎ボランティアの活動における個人・団体との連絡調整や後方支援を行う。
	④ ぼだい樹の会(家族介護者の会)への支援	ぼだい樹の会が実施する、ぼだい樹サロン(月1回)、オレンジカフェ(月1回)等のサロン活動や、ぼだい樹農園の維持管理等を支援する。
	⑤ あそばん会の実施	高齢者等の外出機会の創出や認知症予防を目的とし、麻雀・囲碁・将棋・花札・百人一首を月2回実施する。
	⑥ 福祉用具等の貸出	ベッド、車椅子、簡易トイレ等の貸出しを行う。
(4)法人運営事業の充実	① 共同募金事業	相互扶助精神で募金運動を展開する。赤い羽根共同募金(10月)・歳末たすけあい共同募金(12月)
	② 広報活動の推進	広報誌「社協だより」を発行する(年5回)。ホームページのリニューアル。
	③ 各種福祉資金の貸付	生活資金等の必要な世帯に対し、資金の貸付を行う。総合支援資金・臨時特例つなぎ資金(道社協)、社会福祉金庫資金
	④ 社会福祉大会の開催	隔年で実施しており、社会福祉の功労者に対する表彰等を行う。11月開催予定
	⑤ 慰霊追悼献花	開拓功労者並びに戦没者の慰霊追悼献花を開催する。7月5日(土)予定
	⑥ 供花料の贈呈	会員(町民)死亡時に供花料を贈呈する。
(5)施設管理運営の充実	① 東川町シニアセンターの施設・事務管理	東川町シニアセンターの施設・事務管理を実施する。(集落支援員設置事業で実施)
	② 東川町共生プラザそらいろにおける事業の充実	東川町共生プラザ「そらいろ」の本来の機能を十分果たせるよう、そらいろを基盤としたソフト事業を充実させる。



5・6月は社協会費納入月間です。
 ご協力をお願いいたします。
 皆様からの社協会費が地域福祉を支えています。

社協会費の区分

区分	対象	金額
普通会員	本町に居住する世帯	年額 1,000円
特別会員	本町に居住する一般有志、公職者、団体役職員の世帯	年額 2,000円以上
法人会員	会社等法人及び各種団体	年額 3,000円以上
賛助会員	本会の福祉事業に賛同していただける個人	年額 1,000円以上

どうして社協会費が必要なの？

社協は、町民の皆様と共に「お互いが支え合うやさしい地域づくり」の実現に向けて、住民参加による地域福祉活動の推進、自立を支えるための在宅福祉サービスの提供等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすための事業を行います。その貴重な財源として社協会費を活用させていただいております。このことから、町内会の協力を得て全戸から会費の納入にご協力をいただいております。



社協会費や共同募金配分金はどんなことに使われるの？



- 小地域ネットワーク活動(地域住民による支えあい活動)などの推進
- 車イス・介護ベッドの無料貸し出し
- 福祉団体及びボランティア団体への活動助成、支援
- 高齢者のふれあい事業
- 暮らしの相談事業
- 広報誌(社協だより)の配布
- ボランティア活動推進事業
- 児童生徒のボランティア活動推進のため
- 在宅で介護されている方への見舞金
- 独居高齢者やひとり親世帯への支援

お問い合わせ先

ふれあいネットワーク



社会福祉法人 **東川町社会福祉協議会**

東川町東町2丁目12番10号 東川町共生プラザそらいろ内
 TEL 82-7505 FAX 82-7301